

加古川市商業団体等元気アップ事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、商業を営むもの等で組織される団体等（以下「商店街等」という。）が商業活性化を図ることを目的に実施するイベント事業に対して、予算の範囲において、加古川市商業団体等元気アップ事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について、加古川市補助金等交付規則（昭和 61 年 12 月 1 日規則第 30 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助金の種類等）

第2条 補助金の種類、範囲及び額は、別表 1 に掲げるとおりとする。

2 補助金の交付は、同一の交付団体等につき 1 年度あたり 4 回を限度とする。

（交付申請）

第3条 この要綱に基づく補助金の交付を受けようとする商店街等は、補助金等交付申請書に、別表 2 に掲げる書類を添付してイベント事業開催の 10 日前までに市長に提出しなければならない。

2 補助金の交付を受けようとする商店街等は、規則第 5 条に規定する補助金等の交付の申請をする場合において、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ）があるときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（実績報告）

第4条 補助事業の実績報告をしようとする商店街等は、補助事業実績報告書に別表 3 に定めるものを添えて市長に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第5条 補助金の交付を受けた商店街等は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合は、速やかに消費税等仕入控除税額報告書（様式第 1 号）により市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告があった場合において、確定した消費税等仕入控除税額が当該補助金等の交付の申請時に減額した消費税等仕入控除税額を超えるときは、消費税等仕入控除税額の全額又は一部の返還を命じなければならない。

3 補助金の交付を受けた商店街等は、前項の規定により当該補助金に係る消費税等仕

入控除税額の返還を命ぜられたときは、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額の全額又は一部を市に返還しなければならない。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

【別表 1】（第 2 条関係）

補助金等の種類	性質	事業費補助
	目的	商店街等が商業活性化を図ることを目的に実施するイベント事業に補助することで、商業の活性化及び賑わいの創出を図る
補助金等の範囲	対象となる者	加古川市に住所を有する商店街等であって、次に掲げるもの ・商店街振興組合法(昭和 37 年法律第 144 号)により設立された商店街振興組合（以下「商店街振興組合」という。）及び複数の商店街振興組合で構成される商店街連合会 ・複数の事業者等で構成される任意の団体 ・商店街・小売市場に所在する事業者等
	対象となる事業	以下の要件をすべて満たす事業 1 加古川市に住所を有する商店街振興組合・商店街連合会若しくは小売市場の主催事業又は商店街振興組合・商店街連合会若しくは小売市場との共催事業であって、次のいずれかに該当する事業 ・兵庫県の商店街支援事業（商店街ファンづくり応援事業）の認定を受けて実施する事業（以下「県認定事業」という。） ・イベントを実施する商店街等が地域と一体となって実施する事業 2 イベントを実施する商店街等の本来事業に関する販路拡大及び新規顧客の獲得に寄与する意図をもって事業を実施するもの 3 来街者を増やす意図をもって事業を実施するもの 4 イベントの来場者数を調査し、事業完了時に市へ報告できるもの
	対象とならない事業	・単独の店舗が主催する大売出し又は抽選会等のイベント ・複数の事業者がテナント出店する大型店舗内で実施する大売出し又は抽選会等のイベント
	対象となる経費	・会場設営費 ・広告宣伝費 ・人件費及び謝礼金（商店街等の構成員に対する者は除く） ・前号に掲げるもののほか、イベント事業の実施に伴う経費として市長が適当と認めるもの
	対象とならない経費	・売り出しイベントに参加する店舗の販売商品の購入を条件として提供する商品券及びその他景品にかかる経費
補助金等の額	補助金の額	補助金の額は、次の各項で計算した金額のうち少ない方の金額とする。 ただし、上限額は 250 千円とし、千円未満の端数があるときは切り捨てる。 1 補助対象経費に 1／2 を乗じて得た額 2 総事業費から寄付金その他の収入を控除して得た額
	例外	県認定事業については、補助対象経費の 2 分の 1 以内で、上限額は 200 千円とし、千円未満の端数があるときは切り捨てる。

【別表 2】（第 3 条関係）

申請書添付書類	・ 事業計画書 ・ 収支予算書 ・ 県認定事業の場合は、県の認定通知書の写し ・ 誓約書 ・ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める書類
---------	--

【別表 3】（第 4 条関係）

実績報告書 添付書類	・ 事業報告書 ・ 収支決算書 ・ 領収書の写し ・ イベント開催時の写真 ・ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める書類
---------------	---

様式第 1 号（第 5 条関係）

消費税等仕入控除税額報告書

年 月 日

加古川市長 様

補助事業者
住所又は所在地
氏名又は団体名

（代表者氏名） 印

年 月 日付けで決定を受けた補助事業については、補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定しましたので、次のとおり報告します。

補 助 年 度	年度	補助金の名称	
交付決定年月日	年 月 日	交 付 決 定 番 号	第 号
補 助 金 交 付 決 定 額	円		
補 助 金 の 交 付 申 請 時 に 減額した消費税等仕入控除税額 ※ 1	円		
消費税及び地方消費税の申告により 確定した消費税等仕入控除税額 ※ 2	円		
補 助 金 返 還 相 当 額 (※ 2 の額から※ 1 の額を差し引いた額)	円		
添 付 資 料	1 補助金交付決定書の写し 2 補助金確定通知書の写し 3 その他（補助金返還相当額が分かる資料）		

収支予算書

1 収入の部 (円)

科 目	予 算 額	摘 要
計		

2 支出の部 (円)

科 目	予 算 額	摘 要
対 象 経 費		
	小 計	
対 象 外 経 費		
	小 計	
計		

※収入と支出の合計額は一致すること。

※支出予定の経費の明細について記載すること。

収支決算書

1 収入の部

(円)

科 目	決 算 額	摘 要
計		

2 支出の部

(円)

科 目	予 算 額	摘 要
対 象 経 費		
小 計		
対 象 外 経 費		
小 計		
計		

※収入と支出の合計額は一致すること。

※支出した経費の明細について記載すること。